

## 悪質訪問販売に注意して下さい。

『消防署・市役所から来た』、『消防の許可を得て来た』、『消防署の下請けです』、『法律で決まったのですぐに取り付けなければならない』などの悪質訪問販売が全国で報告されています。

消防職員や市職員が、住宅用火災警報器や消火器などの防災機器を直接販売したり、特定の業者に販売を依頼することはありません。

少しでも変だなと思ったら消防署にお問い合わせ下さい。

### 悪質訪問販売で購入、契約してしまったら・・・

悪質訪問販売は、契約（購入）から一定期間クーリング・オフ制度（住宅用火災警報器・消火器の場合は8日間）が適用されます。

詳しくは大館市役所市民課市民相談室へお問い合わせ下さい。



### 問い合わせ先

#### 住宅用火災警報器について

大館市消防署 予防課 予防調査係（43-4151 内線234）

#### 消火器について

大館市消防署 予防課 防災指導係（43-4151 内線235、236）

#### クーリング・オフ制度について

大館市役所 市民課 生活相談係（43-7044）